

他条文により確認

【月例等】との差

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名 称	定期事業者検査等での判定基準	月例等定期試験名称	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブレコン
61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	(1)運転上の制限 ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプは、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。  (2)確認事項 ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 1. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。 2. 当直長は、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。	【設置許可本文】 非常用ディーゼル発電機は、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間の容量以上の燃料を軽油タンクに貯蔵する設計とする。	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・必要量確保されていること。 A系軽油タンクレベル 7, 031mm以上 B系軽油タンクレベル 7, 030mm以上 潤滑油補給タンク油面650mm以上 起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) 2. 46MPa[gage]以上	<差異無し>	-
						【定例試験】 ・非常用D/G燃料移送ポンプ起動試験(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・燃料移送ポンプが起動すること。	<差異無し>	燃料移送ポンプの性能確認については、定期事業者検査等にて保全計画に基づく点検時に確認し、月例等試験時に燃料移送ポンプを起動させ軽油タンクからデイトンクへ補給されることを確認している。